



議案第十七号

三朝町立中学校等設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校等設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町立中学校等設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校等設置条例（昭和三十九年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

|      |      |          |
|------|------|----------|
| 〃    | 〃    | 〃        |
| 〃    | 〃    | 南小学校田代分校 |
| 〃    | 大谷分校 | 〃        |
| 福山分校 | 〃    | 田代       |
| 〃    | 大谷   | 〃        |
| 福山   | 〃    | 〃        |

を

|      |          |
|------|----------|
| 〃    | 〃        |
| 〃    | 南小学校大谷分校 |
| 〃    | 〃        |
| 福山分校 | 〃        |
| 〃    | 大谷       |
| 福山   | 〃        |

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。